

東浦町物品購入等に係る一般競争入札参加資格等の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が物品の購入等を発注する者に係る一般競争入札及びオープンカウンターの参加資格、指名競争入札の指名者選定基準、随意契約の見積依頼者の選定等について必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札及びオープンカウンターの参加資格)

第2条 一般競争入札及びオープンカウンターの参加資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東浦町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく入札の参加の停止の期間中の者ではないこと。
- (3) 別表第1に基づき設定した条件を満たすこと。

(指名競争入札の指名者選定基準等)

第3条 指名競争入札において指名する者は、名簿に登載されている者のうちから選定する。

2 前項の選定に当たっては、選定しようとする者に係る次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名簿に登載された日以後における不誠実な行為の内容
- (2) 従業員数
- (3) 事業実績

3 指名競争入札において指名する者の数は、別表第2のとおりとする。ただし、東浦町入札審査会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(随意契約の見積依頼者の選定)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1号の規定により随意契約をする場合において見積りを依頼するときは、諸条件を勘案して適当な者を選定するものとする。

2 政令第167条の2各号（第1号を除く。）の規定により随意契約をする場合において見積りを依頼するときは、その理由として適当な者を選定するものとする。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、東浦町入札審査会において定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年度に契約を締結するものから適用する。

別表第1（第2条関係）

一般競争入札及びオープンカウンターにおける入札参加条件

区分		入札参加条件
物品の購入（別に定める営業種目一覧表の「物品の製造・販売」に掲げる営業種目に限る。）	1 取扱いが可能な者として登録のある町内の者が2者以上ある場合	取扱いが可能な者として登録のある町内の者
	2 1に該当しない場合で取扱いが可能な者として登録のある町内の者及び準町内の者が2者以上あるとき	取扱いが可能な者として登録のある町内の者又は準町内の者
	3 1及び2に該当しない場合で取扱いが可能な者として登録のある県内の者が5者以上あるとき	取扱いが可能な者として登録のある県内の者
	4 1から3までに該当しない場合	なし
役務の提供（清掃業務及び樹木選定業務に限る。）		取扱いが可能な者として登録のある県内の者

備考1 この表中次の用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 町内の者 町内に本店を有する者

イ 準町内の者 町内に従業員が常駐する営業所を有する者

ウ 県内の者 県内に本店を有する者及び県内に従業員が常駐する営業所を有する者

2 この表に規定のないもの及び東浦町入札審査会が特別な事情があると認めるものは、別の条件を設定することができる。

別表第2（第3条関係）

指名競争入札における指名者数

区分		指名者数
物品の購入又は借入れ		5者程度
役務の提供 委託（工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託を除く。）	設計金額が500万円以下のもの	5者程度
	設計金額が500万円を超え1,000万円以下のもの	8者程度
	設計金額が1,000万円を超えるもの	案件ごとに定める。

備考1 この表において設計金額とは、消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。

2 物品の購入のうち印刷製本については、別に指名者数を定めるものとする。